

■補足資料【仕訳例】

発展会計では、仕訳の税区分で10%の入力が可能になるのは、伝票日付が10月1日からとなります。10月以前の伝票日付では10%の入力はできません。

また F7-1 税区分マスタ登録に登録されていない税区分は、仕訳入力時の税区分の入力候補として表示されません。(税区分マスタ登録に10%の税区分が登録されていない場合は、10月以降でも仕訳入力時の候補として表示されません。10%税区分の追加の手順については、『税区分一括変更処理マニュアル(8%⇒10%)』をご参照願います。<http://help.bizup.jp/AC/manual>)

【仕訳例】

- ・ 4月請求時
(前払費用) (未払金)

- ・ 5月支払時
(未払金) (預金)

- ・ 4月～9月 8%の役務消費
(費用)(8%) (前払費用)

- ・ 10月～3月 10%の役務消費
(費用)(10%) (前払費用)